

○茨城県農業協同組合法施行細則

昭和38年4月1日

茨城県規則第25号

茨城県農業協同組合法施行細則を次のように定める。

茨城県農業協同組合法施行細則

茨城県農業協同組合法施行細則(昭和36年茨城県規則第68号)の全部を改正する。

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)をいう。
- (2) 「省令」とは、農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)をいう。
- (3) 「信用事業に関する命令」とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年／大蔵省／農林水産省／令第1号)をいう。
- (4) 「組合」とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。

(設立認可申請)

第2条 発起人は、法第59条第1項の規定により組合(県の区域を超える区域を地区とするもの及び県の区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。次条から第9条の2まで、第16条の2から第16条の9まで、第16条の26及び第22条において同じ。)の設立の認可を受けようとするときは、農業協同組合設立認可申請書(様式第1号)に定款及び事業計画書のほか、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 設立経過報告書(設立の理由及び設立目論見書を含む。)
- (2) 設立準備会議事録謄本
- (3) 創立総会議事録謄本(役員選挙録謄本を含む。)
- (4) 発起人の住所、氏名、略歴及び営農規模を記載した書面
- (5) 役員住所、氏名、営農規模、競業調べ及び略歴表(以下「役員調書」という。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 農業協同組合連合会(県の区域を超える区域及び県の区域を地区とするものを除く。以下同じ。)の設立認可の申請に当たっては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 設立発起人となつた組合が設立の発起人となることを決議した総会又は総代会の議事録抄本
- (2) 設立に同意した組合が、設立準備会の議事に同意することを決議した総会又は総代会の議事録抄本

(合併認可申請)

第3条 合併後存続することとなる組合が、法第65条第2項に規定する合併の認可を受けようとするときは、合併後消滅することとなる組合と連名で農業協同組合合併認可申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 各組合の合併理由書及び経過報告書
- (2) 各組合の合併総会又は合併総代会の議事録謄本
- (3) 合併契約書の写し(合併契約書以外に覚書等のある場合は、その写しを含む。)
- (4) 各組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (5) 出資組合にあつては、法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面
- (6) 定款及び定款変更を行つたときは、変更に係る新旧条文を対照した書面(法第12条に規定する組合員資格の引上げ及び法第13条第3項に規定する出資1口の金額の増加を決議した組合にあつては、当該組合員の同意書の徴収を了したことを証する書面)
- (7) 事業計画書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、各組合の総代会において合併の決議があつた場合には、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (9) 前号に規定する場合において、法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録謄本

2 合併によつて組合を設立しようとする場合において、その設立委員が法第65条第2項に規定する合併の認可を受けようとするときは、農業協同組合合併認可申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる書類
- (2) 設立委員会議の議事録謄本
- (3) 設立委員の住所、氏名、略歴及び営農規模を記載した書面
- (4) 役員調書

(解散認可申請)

第4条 組合は、法第64条第2項に規定する解散の認可を受けようとするときは、農業協同組合解散認可申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、非出資組合にあつては、第3号に掲げる書類のうち貸借対照表及び損益計算書は添付を要しない。

- (1) 解散理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総代会において解散の決議があつた場合には、法第48

条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面

- (5) 前号に規定する場合において、法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録謄本

(農業協同組合解散届)

第5条 組合は、法第64条第1項第1号、第5項又は第7項第3号の規定により解散したときは、遅滞なく農業協同組合解散届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、非出資組合にあつては、第4号に掲げる書類のうち、貸借対照表及び損益計算書は添付を要しない。

- (1) 解散に至つた経過を記載した書面
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 組合員名簿(住所、氏名)
- (4) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (5) 法第64条第1項第1号の規定により解散したときは、解散の登記に係る登記事項証明書

(農業協同組合継続届)

第5条の2 組合は、法第64条の3第3項の規定による継続の届出をしようとするときは、遅滞なく農業協同組合継続届(様式第5号の2)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 継続理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 継続の登記に係る登記事項証明書

(出資組合の新設分割認可申請)

第5条の3 出資組合は、法第70条の3第3項に規定する新設分割の認可を受けようとするときは、農業協同組合新設分割認可申請書(様式5号の3)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 新設分割理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録抄本
- (3) 新設分割計画書
- (4) 貸借対照表
- (5) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を了したことを証する書面
- (6) 総代会において新設分割の決議があつた場合には、法第70条の3第5項において準

- 用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (7) 前号に規定する場合において、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録謄本
 - (8) 新設分割設立組合の定款及び実施する事業に係る規程
 - (9) 事業計画書
 - (10) 役員調書
 - (11) 法第70条の3第5項において準用する法第66条第1項の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議の議事録謄本
 - (12) 省令第209条の2各号に掲げる事項を記載した書面(前各号に掲げるものを除く。)
 - (13) 新設分割後に法第4章に規定する組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要(組織変更後の組織、事業、組織変更の時期等)を記載した書面
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(定款変更認可申請)

第6条 組合は、法第44条第2項に規定する定款の変更の認可を受けようとするときは、農業協同組合定款変更認可申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 定款変更理由書
 - (2) 総会又は総代会議事録抄本
 - (3) 変更に係る新旧条文を対照した書面
 - (4) 変更前の定款
- 2 出資1口の金額が減少しようとする定款の変更については、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 省令第180条第1項の貸借対照表
 - (2) 法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面
- 3 法第12条に規定する組合員資格の引上げ及び法第13条第3項に規定する出資1口の金額を増加しようとする定款変更については、第1項各号に掲げる書類のほか組合員の同意書の徴収を了したことを証する書面を添えなければならない。
- 4 事業を新たに行おうとする定款の変更であつて、その事業を実施するに当たり行政庁の許可、認可又は承認等(以下「許可等」という。)を必要とするものについては、第1項各号に掲げる書類のほか、当該許可等を受けたことを証する書面の写し又はその見込みを記載した書面を添えなければならない。

(定款変更届)

第6条の2 組合は、法第44条第4項の規定による定款変更の届出をしようとするときは、農業協同組合定款変更届(様式第6号の2)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 定款変更理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録抄本
- (3) 変更に係る新旧条文を対照した書面
- (4) 変更前の定款

第6条の3から第6条の7まで 削除

(信用事業規程設定承認申請)

第6条の8 組合は、法第11条第1項の規定による信用事業規程の承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程設定承認申請書(様式第6号の8)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 信用事業規程
- (2) 定款(信用事業関係規定を抜粋したもの)の写し
- (3) 総会又は総代会議事録抄本
- (4) 最近時の総会又は総代会で承認を受けた貸借対照表及び損益計算書

(信用事業規程変更承認申請)

第6条の9 組合は、法第11条第3項の規定による信用事業規程変更の承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程変更承認申請書(様式第6号の9)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録抄本
- (3) 変更に係る新旧条文を対照した書面

(信用事業規程廃止承認申請)

第6条の10 組合は、法第11条第3項の規定による信用事業規程廃止の承認を受けようとするときは、農業協同組合信用事業規程廃止承認申請書(様式第6号の10)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 廃止の理由書
- (2) 総会又は総代会議事録抄本
- (3) 事業実績書

(信用事業規程変更届)

第6条の10の2 組合は、法第11条第4項の規定による信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、農業協同組合信用事業規程変更届(様式第6号の10の2)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録抄本
- (3) 変更に係る新旧条文を対照した書面

(信用事業方法書制定届)

第6条の10の3 組合は、信用事業に関する命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の制定の届出をしようとするときは、信用事業方法書制定届(様式第6号の10の3)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 信用事業方法書
- (2) 信用事業方法書の制定の決議を行つた理事会の議事録抄本

(信用事業方法書変更届)

第6条の10の4 組合は、信用事業に関する命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の変更の届出をしようとするときは、信用事業方法書変更届(様式第6号の10の4)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 変更に係る新旧条文を対照した書面
- (3) 信用事業方法書の変更の決議を行つた理事会の議事録抄本

(信用事業方法書廃止届)

第6条の10の5 組合は、信用事業に関する命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の廃止の届出をしようとするときは、信用事業方法書廃止届(様式第6号の10の5)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 廃止の理由書
- (2) 信用事業方法書の廃止の決議を行つた理事会の議事録抄本

(共済規程設定承認申請)

第7条 組合は、法第11条の17第1項の規定による共済規程の承認を受けようとするときは、農業協同組合共済規程設定承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 共済規程
- (2) 定款(共済事業関係規程を抜粋したもの)の写し
- (3) 総会又は総代会議事録抄本

(4) 全国共済農業協同組合連合会(以下「全共連」という。)との共済事業の共同実施に関する契約書案

(共済規程変更承認申請)

第8条 組合は、法第11条の17第3項の規定による共済規程変更の承認を受けようとするときは、農業協同組合共済規程変更承認申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 総会又は総代会議事録抄本
- (3) 変更に係る新旧条文を対照した書面
- (4) 全共連との共済事業の共同実施に関する契約書の新旧条文を対照した書面

2 法第44条第5項の規定により、共済規程の変更を総会又は総代会の決議を経ることを要しないものとする組合については、前項第2号中「総会又は総代会議事録抄本」とあるのは「理事会議事録抄本」と読み替え、前項各号に掲げる書類のほか、共済規程の変更の内容を組合員に周知させたことを証する書面を添えなければならない。

(共済規程廃止承認申請)

第9条 組合は、法第11条の17第3項の規定による共済規程廃止の承認を受けようとするときは、農業協同組合共済規程廃止承認申請書(様式第9号)に第6条の10各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(共済規程変更届)

第9条の2 組合は、法第11条の17第4項の規定による共済規程の変更の届出をしようとするときは、農業協同組合共済規程変更届(様式第9号の2)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録抄本
- (3) 変更に係る新旧条文を対照した書面

2 法第44条第5項の規定により、共済規程の変更についてを総会又は総代会の決議を経ることを要しないものとする組合については、前項第2号中「総会又は総代会の議事録抄本」とあるのは「理事会の議事録抄本」と読み替え、同項各号に掲げる書類のほか、共済規程の変更の内容を組合員に周知させたことを証する書面を添えなければならない。

(信託規程設定承認申請)

第10条 農業協同組合は、法第11条の42第1項の規定による信託規程の承認を受けようとするときは、農業協同組合信託規程承認申請書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添え

て提出しなければならない。

- (1) 信託規程
- (2) 定款(信託事業関係規定を抜粋したもの)の写し
- (3) 最近時の総会又は総代会において承認を受けた貸借対照表, 損益計算書及び最近時の試算表
- (4) 総会又は総代会議事録抄本

(信託規程変更承認申請)

第11条 農業協同組合は、法第11条の42第3項の規定による信託規程変更の承認を受けようとするときは、農業協同組合信託規程変更承認申請書(様式第11号)に第6条の9各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(信託規程変更届)

第11条の2 農業協同組合は、法第11条の42第4項の規定による信託規程の変更の届出をしようとするときは、農業協同組合信託規程変更届(様式第11号の2)に第6条の10の2各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(信託規定廃止届)

第12条 農業協同組合は、法第11条の42第4項の規定による信託規程廃止の届出をしようとするときは、農業協同組合信託規定廃止届(様式第11号の3)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 廃止の理由書
- (2) 総会又は総代会議事録抄本
- (3) 事業実績書

第13条から第16条まで 削除

(宅地等供給事業実施規程設定承認申請)

第16条の2 組合は、法第11条の48第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の承認を受けようとするときは、農業協同組合宅地等供給事業実施規程設定承認申請書(様式第15号の2)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 宅地等供給事業実施規程
- (2) 総会又は総代会議事録抄本
- (3) 事業計画書(開発計画を含む。)

(宅地等供給事業実施規程変更承認申請)

第16条の3 組合は、法第11条の48第3項の規定による宅地等供給事業実施規程変更の承認を受けようとするときは、農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書(様式第15号の3)に第6条の9各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(宅地等供給事業実施規程変更届)

第16条の3の2 組合は、法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更届(様式第15号の3の2)に第6条の10の2各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(宅地等供給事業実施規程廃止届)

第16条の4 組合は、法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程廃止の届出をしようとするときは、農業協同組合宅地等供給事業実施規程廃止届(様式第15号の4)に第12条各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(農業経営規程設定承認申請)

第16条の5 組合は、法第11条の51第1項の規定による農業経営規程の承認を受けようとするときは、農業協同組合農業経営規程設定承認申請書(様式第15号の5)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 農業経営規程
- (2) 定款(農業経営事業関係規定を抜粋したもの)の写し
- (3) 総会又は総代会議事録抄本
- (4) 正組合員の3分の2以上の同意書の徴収を了したことを証する書面

(農業経営規程変更承認申請)

第16条の6 組合は、法第11条の51第3項の規定による農業経営規程変更の承認を受けようとするときは、農業協同組合農業経営規程変更承認申請書(様式第15号の6)に第6条の9各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(農業経営規程変更届)

第16条の6の2 組合は、法第11条の51第4項の規定による農業経営規程の変更の届出をしようとするときは、農業協同組合農業経営規程変更届(様式第15号の6の2)に第6条の10の2各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(農業経営規程廃止届)

第16条の7 組合は、法第11条の51第4項の規定による農業経営規程廃止の届出をしようとするときは、農業協同組合農業経営規程廃止届(第15号の7)に第12項各号に掲げる書

類を添えて提出しなければならない。

(共済代理店設置届)

第16条の8 組合は、法第97条第1号の規定による共済代理店の設置の届出をしようとするときは、共済代理店設置届(様式第15号の8)に共済代理店との委託契約書案を添えて提出しなければならない。

(共済代理店廃止届)

第16条の9 組合は、法第97条第1号の規定による共済代理店の廃止の届出をしようとするときは、共済代理店廃止届(様式第15号の9)を提出しなければならない。

第16条の10から第16条の19まで 削除

(業務報告書及び連結業務報告書の提出延期承認申請)

第16条の20 省令第202条第8項の承認申請書は、業務報告書及び連結業務報告書提出延期承認申請書(様式第15号の20)によるものとする。

(縦覧書類の縦覧開始延期承認申請)

第16条の21 省令第206条第3項の承認申請書は、縦覧書類縦覧開始延期承認申請書(様式第15号の21)によるものとする。

(会計監査人の就退任届)

第16条の22 省令第231条第1項第21号に掲げる場合に該当するときの法第97条の規定による届出は、会計監査人就(退)任届(様式第15号の22)に総会又は総代会の議事録を添えて提出しなければならない。

(不祥事件発生届)

第16条の23 省令第231条第1項第22号又は信用事業に関する命令第58条第1項第15号に掲げる場合に該当するときの法第97条の規定による届出は、不祥事件発生届(様式第15号の23)に不祥事件の概要を記載した書画を添えて提出しなければならない。

(事業計画書の提出延期承認申請)

第16条の24 省令第232条第6項の承認申請書は、事業計画書の提出延期承認申請書(様式第15号の24)によるものとする。

第16条の25 削除

(認可に関する証明の請求)

第16条の26 発起人，組合又は設立委員は，法第61条第2項後段(法第44条第3項，第61条第5項後段及び第65条第3項(法第70条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による認可に関する証明の請求をしようとするときは，認可証明請求書(様式第15号の27)に理由書を添えて提出しなければならない。

(総会又は総代会招集の報告)

第17条 組合(県の区域を超える区域を地区とするものを除く。次条から第20条までにおいて同じ。)は，総会又は総代会の招集の通知をしたときは，招集日の1週間前までに農業協同組合総会(総代会)開催届(様式第16号)にその招集の通知の写しを添えて提出しなければならない。

(総会又は総代会終了の報告)

第18条 組合は，総会又は総代会が終つたときは，2週間以内に農業協同組合総会(総代会)終了届(様式第17号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 総会又は総代会議事録謄本
- (2) 議案及び決議事項の内容
- (3) 役員改選を行つたときは，役員選挙録謄本及び役員調書

(登記完了の報告)

第19条 組合は，設立，合併，解散，定款の変更又は代表理事の登記を完了したときは，その登記後2週間以内に農業協同組合登記完了報告書(様式第18号)に登記事項証明書を添えて提出しなければならない。

(役職員の報告)

第20条 組合は，総会外において役員選挙を行つたときは，その就任の日から2週間以内に農業協同組合役員改選報告書(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 役員選挙録謄本
- (2) 役員調書

2 組合は，代表者又は常勤役員が就任し，又は退任したとき及び参事又は会計主任を選任し，又は解任したときは，2週間以内に農業協同組合常勤役(職員)選(退，解)任届(様式第20号)に理事会議事録抄本を添えて提出しなければならない。

第21条 削除

(組合員の行政庁に対する請求)

第22条 組合員(県の区域を超える区域を地区とする組合及び県の区域を地区とする農業協同組合連合会の組合員及び会員を除く。以下同じ。)は、法第94条第1項の規定による組合の業務若しくは会計の状況の検査を請求しようとするときは、農業協同組合検査請求書(様式第23号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 請求理由書
- (2) 組合員が署名した同意書

2 組合員は、法第96条第1項(法第48条第7項において準用する場合を含む。)の規定による決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、農業協同組合総会(総代会)決議(役員選挙)(役員当選)の取消請求書(様式第24号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 請求理由書
- (2) 組合員が署名した同意書

(一時理事若しくは監事の選任又は総会若しくは総代会招集の請求)

第23条 組合員その他利害関係人は、法第40条第1項(法第48条第7項において準用する場合を含む。)の規定により一時理事若しくは監事の職を行うべき者を選任し、又は役員選挙若しくは選任をするための総会若しくは総代会の招集を請求しようとするときは、農業協同組合一時理事(監事)の選任(役員選出の総会(総代会)招集)請求書(様式第25号)に次に掲げる事項を記載した請求理由書を添えて提出しなければならない。

- (1) 役員職務を行う者がなくなった理由及び年月日
- (2) 請求人と組合員との関係及び予想される損害の具体的内容

(農事組合法人成立届)

第24条 農事組合法人(県の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下同じ。)は、法第72条の32第4項の規定による届出をしようとするときは、農事組合法人成立届(様式第26号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款
- (3) 事業計画書

(農事組合法人合併届)

第25条 農事組合法人は、法第72条の35第3項の規定による届出をしようとするときは、農事組合法人合併届(様式第27号又は様式第28号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 各組合の合併理由書

- (2) 各組合の合併総会議事録謄本
- (3) 各組合の財産目録
- (4) 登記事項証明書
- (5) 定款
- (6) 事業計画書

(農事組合法人解散届)

第26条 農事組合法人は、法第72条の34第2項の規定による届出をしようとするときは、農事組合法人解散届(様式第29号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、非出資農事組合法人にあつては、第2号に掲げる書類のうち、貸借対照表及び損益計算書は添付を要しない。

- (1) 解散に至った経過を記載した書面
- (2) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - ア 組合員の欠如による解散の場合 当該解散事由を証する書類
 - イ 総会の決議による解散の場合 総会の議事録謄本
 - ウ 破産手続開始の決定による解散の場合 その旨の通知の写し
 - エ 存立時期の満了である解散の場合 定款

(農事組合法人定款変更届)

第27条 農事組合法人は、法第72条の29第2項の規定による届出をしようとするときは、農事組合法人定款変更届(様式第30号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 定款変更理由書
- (2) 総会議事録抄本
- (3) 変更に係る新旧条文を対照した書面

(農事組合法人清算終了届)

第28条 農事組合法人は、法第72条の44の規定による届出をしようとするときは、農事組合法人清算終了届(様式第31号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 決算報告書
- (2) 清算終了の登記に係る登記事項証明書

第28条の2 削除

(農事組合法人の一時理事の選任の請求)

第28条の3 農事組合法人の組合員その他利害関係人は、法第72条の22の規定により一時理事の選任を請求しようとするときは、農事組合法人一時理事の選任請求書(様式第32号)に次に掲げる事項を記載した請求理由書を添えて提出しなければならない。

- (1) 役員職務を行う者が欠けた理由及び年月日
- (2) 請求人と組合員との関係及び予想される損害の具体的内容

(農事組合法人の監事の報告)

第28条の4 農事組合法人の監事は、法第72条の24第3号の規定による報告をしようとするときは、農事組合法人不整事項報告書(様式第33号)に監査報告書を添えて提出しなければならない。

(出資組合又は出資農事組合法人の株式会社への組織変更届)

第29条 出資組合又は出資農事組合法人は、法第73条の10の規定による届出をしようとするときは、農業協同組合(農事組合法人)組織変更届(様式第34号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 組織変更理由書及び経過報告書
- (2) 組織変更が承認された総会の議事録謄本
- (3) 法第73条の9第1項の登記をしたことを証する登記事項証明書
- (4) 組織変更後の株式会社の定款
- (5) 組織変更計画書
- (6) 法第73条の3第6項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面

(非出資組合又は非出資農事組合法人の一般社団法人への組織変更届)

第30条 非出資組合又は非出資農事組合法人は、法第80条において準用する法第73条の10の規定による届出をしようとするときは、農業協同組合(農事組合法人)組織変更届(様式第35号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 組織変更理由書及び経過報告書
- (2) 組織変更が承認された総会の議事録謄本
- (3) 法第80条において準用する法第73条の9第1項の登記をしたことを証する登記事項証明書
- (4) 組織変更後の一般社団法人の定款
- (5) 組織変更計画書
- (6) 法第80条において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面

(書類の提出)

第31条 法及びこの規則により提出する書類は、県の区域を地区とする組合又は農事組合法人にあつては知事に正本を、その他の組合又は農事組合法人にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する農林事務所に正本及び副本を提出しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際改正前の茨城県農業協同組合法施行細則に基づく、組合の設立認可申請、届出は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(昭和40年規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年規則第116号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年規則第75号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成21年規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第9条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会(以下「存続中央会」という。)については、この規則による改正前の茨城県農業協同組合法施行細則第1条第5号、第17条、第18条、第20条第2項及び第29条の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時、改正法附則第12条の規定により組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

付 則(令和2年規則第83号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

付 則(令和3年規則第44号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の茨城県農業協同組合法施行細則に基づく用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

様式第1号(第2条第1項)

農業協同組合設立認可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

設立発起人(注 全員連記のこと)

住所

氏名

この度何農業協同組合を設立したいので認可願いたく、農業協同組合法第59条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 定款
- 2 事業計画書
- 3 設立経過報告書(設立の理由及び設立目論見書を含む。)
- 4 設立準備会議事録謄本
- 5 創立総会議事録謄本(役員選挙録謄本を含む。)
- 6 発起人の住所、氏名、略歴及び営農規模を記載した書面
- 7 役員調書

(連合会を設立するときは上のほか)

- 8 設立の発起人となつた組合が、設立の発起人となることを決議した総会又は総代会の議事録抄本
- 9 設立に同意した組合が、設立準備会の議事に同意することを決議した総会又は総代会の議事録抄本

様式第2号(第3条第1項)

農業協同組合合併認可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

合併後存続する組合	所在地
	名称
	代表理事の氏名
合併後解散する組合	所在地
	名称

代表理事の氏名

農業協同組合法第65条第2項の規定により、何農業協同組合と何農業協同組合との合併認可を申請します。

(添付書類)

- 1 各組合の合併理由書及び経過報告書
- 2 各組合の合併総会又は合併総代会の議事録謄本
- 3 合併契約書の写し(合併契約書以外に覚書等のある場合は、その写しを含む。)
- 4 各組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 5 出資組合にあつては、法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面
- 6 定款及び定款変更を行つたときは変更に係る新旧条文を対照した書面(法第12条に規定する組合員資格の引上げ又は法第13条第3項に規定する出資1口の金額の増加を決議した組合にあつては、組合員の同意書の徴収を了したことを証する書面)
- 7 事業計画書
- 8 各組合の総代会において合併の決議があつた場合には、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 9 8に規定する場合において、法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録謄本

様式第3号(第3条第2項)

農業協同組合合併認可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

設立委員(注 全員連記のこと。)

住所
氏名

この度、何農業協同組合と何農業協同組合とが合併して何農業協同組合を設立したいので認可願いたく、農業協同組合法第65条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 様式第2号の添付書類

- 2 設立委員会の議事録謄本
- 3 設立委員の住所、氏名、略歴及び営農規模を記載した書面
- 4 役員調書

様式第4号(第4条)

農業協同組合解散認可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会)において解散を決議したので、農業協同組合法第64条第2項の規定による認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 解散理由書
- 2 総会又は総代会の議事録謄本
- 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 4 総代会において解散の決議があった場合には、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 5 4に規定する場合において、法第48条の2第2項又は第4項の規定による総会の招集があったときは、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録謄本

様式第5号(第5条)

農業協同組合解散届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、農業協同組合法第64条第1項第1号(第64条第5項、第64条第7項第3号)の規

定により解散したので、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 解散に至った経過を記載した書面
- 2 総会又は総代会の議事録謄本
- 3 組合員名簿(所在地、氏名)
- 4 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 5 法第64条第1項第1号の規定により解散したときは、解散の登記に係る登記事項証明書

様式第5号の2(第5条の2)

農業協同組合継続届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、継続を決議したので、農業協同組合法第64条の3第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 継続理由書
- 2 総会又は総代会の議事録謄本
- 3 継続の登記に係る登記事項証明書

様式第5号の3(第5条の3)

農業協同組合新設分割認可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において新設分割を決議したので、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 新設分割理由書
- 2 総会又は総代会の議事録謄本
- 3 新設分割計画書
- 4 貸借対照表
- 5 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を了したことを証する書面
- 6 総代会において新設分割の決議があつた場合には、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 7 6に規定する場合において、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録謄本
- 8 新設分割設立組合の定款及び実施する事業に係る規程
- 9 事業計画書
- 10 役員調書
- 11 法70条の3第5項において準用する法第66条第1項の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議の議事録謄本
- 12 省令第209条の2各号に掲げる事項を記載した書類(1から11までに掲げるものを除く。)
- 13 新設分割後に法第4章に規定する組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要(組織変更後の組織、事業、組織変更の時期等)を記載した書面

様式第6号(第6条第1項)

農業協同組法定款変更認可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、定款の変更を決議したので認可願いたく、農業協同組合法第44条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 定款変更理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面
- 4 変更前の定款

(出資一口金額減少の場合)

- 5 省令第180条第1項の貸借対照表
- 6 法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面

(組合員資格の引上げ及び出資1口金額増加の場合)

- 7 組合員の同意書の徴収を了したことを証する書面

(事業実施に当たり許可等が必要な事業を実施する場合)

- 8 許可等を受けたことを証する書面の写し又はその見込みを記載した書面

様式第6号の2(第6条の2)

農業協同組合定款変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、定款の変更を決議したので、農業協同組合法第44条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 定款変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面
- 4 変更前の定款

様式第6号の3から様式第6号の7まで 削除

様式第6号の8(第6条の8)

農業協同組合信用事業規程設定承認申請書	
	年 月 日
茨城県知事 殿	
	所在地 名称 代表理事の氏名
本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、信用事業規程を設定することを決議したので、農業協同組合法第11条第1項の規定による承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
(添付書類)	
1 信用事業規程	
2 定款(信用事業関係規定を抜粋したもの)の写し	
3 総会又は総代会議事録抄本	
4 最近時の総会又は総代会において承認を受けた貸借対照表及び損益計算書	

様式第6号の9(第6条の9)

農業協同組合信用事業規程変更承認申請書	
	年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、信用事業規程の変更を決議したので、農業協同組合法第11条第3項の規定による承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第6号の10(第6条の10)

農業協同組合信用事業規程廃止承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、信用事業規程の廃止を決議したので承認願いたく、農業協同組合法第11条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 事業実績書

様式第6号の10の2(第6条の10の2)

農業協同組合信用事業規程変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、信用事業規程の変更を決議したので、農業協同組合法第11条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第6号の10の3(第6条の10の3)

信用事業方法書制定届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

信用事業方法書を制定したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 信用事業方法書
- 2 信用事業方法書の決議を行った理事会の議事録抄本

様式第6号の10の4(第6条の10の4)

信用事業方法書変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

信用事業方法書を変更したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 変更に係る新旧条文を対照した書面
- 3 信用事業方法書の変更の決議を行つた理事会の議事録抄本

様式第6号の10の5(第6条の10の5)

信用事業方法書廃止届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

信用事業方法書を廃止したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 信用事業方法書の廃止の決議を行つた理事会の議事録抄本

様式第7号(第7条)

農業協同組合共済規程設定承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、共済規程を設定することを決議したので、農業協同組合法第11条の17第1項の規定による承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 共済規程
- 2 定款(共済事業関係規定の条文抄)の写し
- 3 総会又は総代会議事録抄本
- 4 全国共済農業協同組合連合会との共済事業の共同実施に関する契約書案

様式第8号(第8条第1項)

農業協同組合共済規程変更承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会、理事会)において、共済規程の変更を決議したので、農業協同組合法第11条の17第3項の規定による承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本(理事会の場合にあつては、理事会議事録抄本)
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面
- 4 全国共済農業協同組合連合会との共済事業の共同実施に関する契約書の新旧条文を対照した書面

(理事会の場合)

5 共済規程の変更の内容を組合員に周知させたことを証する書面

様式第9号(第9条)

農業協同組合共済規程廃止承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会)において、共済規程の廃止を議決したので、農業協同組合法第11条の17第3項の規定による承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 事業実績書

様式第9号の2(第9条の2)

農業協同組合共済規程変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会、理事会)において、共済規程の変更を決議したので、農業協同組合法第11条の17第4項の規定により、関係書類を添え

て届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録抄本(総会又は総代会の決議を経ることを要しない組合の場合にあつては、理事会の議事録抄本)
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面
- 4 共済規程の変更の内容を組合員に周知させたことを証する書面(総会又は総代会の決議を経ることを要しない組合の場合に限る。)

様式第10号(第10条)

農業協同組合信託規程承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会)において信託規程を設定することを決議したので、農業協同組合法第11条の42第1項の規定による承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 信託規程
- 2 定款(信託事業関係規定を抜粋したもの)の写し
- 3 最近時の総会又は総代会において承認を受けた貸借対照表、損益計算書及び最近時の試算表
- 4 総会又は総代会議事録抄本

様式第11号(第11条)

農業協同組合信託規程変更承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、信託規程の変更を決議したので、農業協同組合法第11条の42第3項の規定による承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第11号の2(第11条の2)

農業協同組合信託規程変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会、理事会)において、信託規程の変更を決議したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第11号の3(第12条)

農業協同組合信託規程廃止届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会、理事会)において、信託規程の廃止を決議したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 事業実績書

様式第12号から様式第15号まで 削除

様式第15号の2(第16条の2)

農業協同組合宅地等供給事業実施規程設定承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、宅地等供給事業実施規程を設定することを決議したので承認願いたく、農業協同組合法第11条の48第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 宅地等供給事業実施規程
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 事業計画書(開発計画を含む。)

様式第15号の3(第16条の3)

農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会)において、宅地等供給事業実施
規程の変更を決議したので承認願いたく、農業協同組合法第11条の48第3項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第15号の3の2(第16条の3の2)

農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、 年 月 日開催の何総会(総代会、理事会)において、宅地供給
事業実施規程の変更を決議したので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、関
係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第15号の4(第16条の4)

農業協同組合宅地等供給事業実施規程廃止届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会)において、宅地等供給事業実施
規程の廃止を決議したので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、関係書類を
添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 事業実績書

様式第15号の5(第16条の5)

農業協同組合農業経営規程設定承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会)において、農業経営規程を設定することを決議したので
承認願いたく、農業協同組合法第11条の51第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 農業経営規程

- 2 定款(農業経営事業関係規定を抜粋したもの)の写し
- 3 総会又は総代会議事録抄本
- 4 正組員の3分の2以上の同意書の徴収を了したことを証する書面

様式第15号の6(第16条の6)

農業協同組合農業経営規程変更承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会)において、農業経営規程の変更を決議したので承認願いたく、農業協同組合法第11条の51第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 変更に係る新旧条文を対照した書面
- 3 総会又は総代会議事録抄本

様式第15号の6の2(第16条の6の2)

農業協同組合農業経営規程変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会、理事会)において、農業経営規程の変更を決議したので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第15号の7(第16条の7)

農業協同組合農業経営規程廃止届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

本組合は、年 月 日開催の何総会(総代会)において、農業経営規程の廃止を決議したので、農業協

同組合法第11条の51第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 事業実績書

様式第15号の8(第16条の8)

共済代理店設置届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

下記のとおり共済代理店を設置するので、農業協同組合法第97条第1号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名(法人等の場合)	
営業所又は事務所の所在地	
設置理由	
設置予定日	年 月 日()
主たる業務の内容	

(添付書類)

委託契約書案

様式第15号の9(第16条の9)

共済代理店廃止届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

下記のとおり共済代理店を廃止するので、農業協同組合法第97条第1号の規定により届け出ます。

記

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名(法人等の場合)	
営業所又は事務所の所在地	
廃止理由	
廃止予定日	年 月 日()

様式第15号の10から様式第15号の19まで 削除

様式第15号の20(第16条の20)

業務報告書及び連結業務報告書提出延期承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

農業協同組合法施行規則第202条第8項の規定による業務報告書の提出を延期することについての承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

理由書

様式第15号の21(第16条の21)

縦覧書類縦覧開始延期承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

農業協同組合法施行規則第206条第3項の規定による縦覧書類の縦覧開始を延期することについての承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

理由書

様式第15号の22(第16条の22)

会計監査人就（退）任届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

下記のとおり会計監査人が就（退）任したので、農業協同組合法施行規則第231条第1項第21号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

会計監査人の氏名又は名称	就（退）任年月日

(添付書類)

総会又は総代会の議事録抄本

様式第15号の23(第16条の23)

不祥事件発生届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

別紙のとおり不祥事件が発生しましたので、農業協同組合法第97条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

不祥事件の概要を記載した書面

様式第15号の24(第16条の24)

事業計画書の提出延期承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

農業協同組合法施行規則第232条第5項の規定による事業計画書の提出を延期することについての承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

理由書

様式第15号の25及び様式第15号の26 削除

様式第15号の27(第16条の26)

認可証明請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

請求者 氏名

本組合の設立(定款の変更, 解散の決議, 合併, 権利義務の承継)に係る認可について証明を受けたいので, 農業協同組合法第61条第2項後段(第44条第3項, 第61条第5項後段, 第65条第3項, 第70条第2項)の規定により, 関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

理由書

様式第16号(第17条)

農業協同組合総会(総代会)開催届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は, 何総会(総代会)を 年 月 日開催するので, 茨城県農業協同組合法施行細則第17条の規定により届け出ます。

(添付書類)

総会招集通知書の写し

様式第17号(第18条)

農業協同組合総会(総代会)終了届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は, 何総会(総代会)を 年 月 日終了したので, 茨城県農業協同組合法施行細則第18条の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 総会又は総代会議事録謄本
- 2 議案及び決議事項の内容

3 役員改選を行ったときは、役員選挙録謄本及び役員調書

様式第18号(第19条)

農業協同組合登記完了報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事(清算人)の氏名

本組合の何登記は、年 月 日何法務局何支局(出張所)において完了したので、茨城県農業協同組合法施行細則第19条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

登記事項証明書

様式第19号(第20条第1項)

農業協同組合役員改選報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、年 月 日役員を改選したので、茨城県農業協同組合法施行細則第20条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 役員選挙録謄本
- 2 役員調書

様式第20号(第20条第2項)

農業協同組合常勤役(職員)選(退, 解)任届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本組合は、年 月 日何々を(が)下記のとおり選(退, 解)任したので、茨城県農業協同組合法施行細則第20条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

職名	代表権の有無	氏名	所在地	就(退, 解)任年月 日	略歴

(添付書類)

理事会の議事録抄本

様式第21号及び様式第22号 削除

様式第23号(第22条第1項)

農業協同組合検査請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

何農業協同組合組合員

請求者 代表 氏名

何農業協同組合検査を行われたく、農業協同組合法第94条第1項の規定により、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

- 1 請求理由書
- 2 組合員が署名した同意書

様式第24号(第22条第2項)

農業協同組合総会(総代会)決議(役員選挙)(役員当選)の取消請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

何農業協同組合組合員

請求者代表 氏名

何農業協同組合総会(総代会)決議(役員選挙)(役員当選)の取消しを行われたく、農業協同組
合法第96条第1項(第48条第7項)の規定により、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

- 1 請求理由書
- 2 組合員が署名した同意書

様式第25号(第23条)

	農業協同組合一時理事(監事)の選任(役員選出の総会(総 代会)招集)請求書
--	------------------------------------------

年 月 日

茨城県知事 殿

何農業協同組合組合員(利害関係人)

住所

氏名

何農業協同組合の一時理事若しくは監事の職を行うべき者の選任(役員の選出をするため
の総会(総代会)招集)を行われたく、農業協同組合法第40条第1項(第48条第7項)の規定に
より、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

次の事項を記載した請求理由書

- 1 役員の職務を行う者がなくなつた理由及び年月日
- 2 請求人の組合員との関係及び予想される損害の具体的内容

様式第26号(第24条)

農事組合法人成立届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

この度、本農事組合法人が下記のとおり成立しましたので、農業協同組合法第72条の32第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- (1) 組合員数
 - (2) 農地又は採草放牧地についての所有権又は使用収益権の取得の有無及び現物出資の有無
 - (3) 員外常時従事者の数
 - (4) 従事者に対する確定賃金支払の有無
 - (5) 農業協同組合への加入の有無
- (添付書類)
- 1 登記事項証明書
 - 2 定款
 - 3 事業計画書

様式第27号(第25条)

農事組合法人合併届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

農業協同組合法第72条の35第3項の規定により、何農事組合法人と何農事組合法人との合併を届け出ます。

(添付書類)

- 1 各組合の合併理由書及び経過報告書

- 2 各組合の合併総会議事録謄本
- 3 各組合の財産目録
- 4 登記事項証明書
- 5 定款
- 6 事業計画書

様式第28号(第25条)

農事組合法人合併届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

この度、合併により何農事組合法人を設立しましたので、農業協同組合法第72条の35第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

様式第27号の添付書類

様式第29号(第26条)

農事組合法人解散届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

この度、本農事組合法人が解散しましたので、農業協同組合法第72条の34第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 解散に至った経過を記載した書面
- 2 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 3 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

- (1) 組合員の欠如による解散の場合 当該解散事由を証する書類
- (2) 総会の決議による解散の場合 総会の議事録謄本
- (3) 破産手続開始の決定による解散の場合 その旨の通知の写し
- (4) 存立時期の満了である解散の場合 定款

様式第30号(第27条)

農事組合法人定款変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

この度、本農事組合法人の定款を変更しましたので、農業協同組合法第72条の29第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 定款変更理由書
- 2 総会議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第31号(第28条)

農事組合法人清算結了届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

本農事組合法人は、清算事務を結了し、年 月 日開催の何総会の承認を得て、年 月 日清算結了の登記を完了したので、農業協同組合法第72条の44

の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 決算報告書
- 2 清算終了の登記に係る登記事項証明書

様式第32号(第28条の3)

農事組合法人一時理事の選任請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

農事組合法人組合員(利害関係人)

住所

氏名

農業協同組合法第72条の22の規定により、関係書類を添えて、下記の農事組合法人の一時理事の選任を請求します。

記

農事組合法人の所在地及び名称

(添付書類)

次に掲げる事項を記載した請求理由書

- 1 役員職務を行う者が欠けた理由及び年月日
- 2 請求人と組合員との関係及び予想される損害の具体的内容

様式第33号(第28条の4)

農事組合法人不整事項報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
監事 氏名

本農事組合法人の不整事項を発見したので、農業協同組合法第72条の12の8第3号の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

監査報告書

様式第34号(第29条)

農業協同組合(農事組合法人)組織変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表理事の氏名

この度、本農業協同組合(農事組合法人)が下記のとおり株式会社へ組織を変更しましたので、農業協同組合法第73条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

組織変更年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 組織変更理由書及び経過報告書
- 2 組織変更が承認された総会の議事録謄本

- 3 法第73条の9第1項の登記をしたことを証する登記事項証明書
- 4 組織変更後の株式会社の定款
- 5 組織変更計画書
- 6 法第73条の3第6項において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面

様式第35号(第30条)

農業協同組合(農事組合法人)組織変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表理事の氏名

この度、本農業協同組合(農事組合法人)が下記のとおり一般社団法人へ組織を変更しましたので、農業協同組合法第80条において準用する法第73条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

組織変更年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 組織変更理由書及び経過報告書
- 2 組織変更が承認された総会の議事録謄本
- 3 法第80条において準用する法第73条の9第1項の登記をしたことを証する登記事項証明書
- 4 組織変更後の一般社団法人の定款
- 5 組織変更計画書
- 6 法第80条において準用する法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面